

徳島県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和元年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
3 5	阿南相生	阿南市新野町花坂三一番 一地从から 同 入田一四番 一地从先まで	一、五三六・一	令和元年十二月二十一日